

平成21年度（前期）「学生による授業評価アンケート」調査実施要綱

1. 実施目的

学生に充実した教育を施すことは、大学が有する大きな責務であり、大学レベルにふさわしい教育の質を確保するためには、計画(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、解決(ACTION)を繰り返すPDCAシステムを構築することが有効である。このPDCAシステムの中の「CHECK」機能の一部として、学生による授業評価アンケート調査がある。個々の教員が授業に対する様々な工夫を施しているが、その効果をさらに高めるためには、個々の授業の現状を把握することが必要になる。アンケートでは評価できない項目もあり、また、学生からの回答も全て正しいとは限らないが、授業を実際に受けた学生からの意見を集約し、授業の改善に役立てることは重要になる。このような背景により、学生による授業評価アンケートを実施し、授業についての各教育組織と各担当教員の認識を高め、カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的とする。

2. アンケート調査の実施主体

教育室教育評価委員会（以下「委員会」という）が実施する。

3. アンケート調査の実施方法

授業評価アンケートにおける、①教員や部局による項目追加、②学生の回答、③教員のコメント記入、④結果の公表は「学生情報の森 もみじ」により実施する。

4. アンケート調査の実施対象科目

- (1) 平成21年度前期に開講された学士課程教養教育科目及び学士課程専門教育科目の全科目において実施することを原則とする。
- (2) 非常勤講師が担当する授業においても授業評価アンケートを実施することを原則とする。
- (3) アンケート項目が授業の内容や実施方法に適さないと思われる科目（卒業論文、教養ゼミ、少人数ゼミ、個別指導の科目等）は部局の判断により、アンケート対象から除外することを可能とする。
- (4) アンケート実施期間終了後に開講される集中授業は、後期開講の授業と一緒にアンケートを実施する。

5. アンケートの実施時期

- (1) 学生のアンケート回答期間は、委員会が定めた最大期間（7月10日（金）～8月14日（金））内で任意の期間を部局にて決定する。
- (2) ウェブにより実施するため、アンケートは学生の任意回答になる。回答率が低下しないことも考慮して回答期間を設定する。

6. アンケートの調査項目

- (1) 調査項目は委員会が策定したものを基本とし、各部局、各授業で追加することも可能とする。
- (2) 主専攻プログラムの到達目標に関係する科目においては、その科目における評価項目の到達度を学生自身が判断する質問項目を加えることとする。

7. アンケート調査の対象学生

- (1) 不適切な回答を避けるため、出席回数が不足する学生を対象者から削除することを可能とする。
- (2) 対象者から削除する学生は出席が2/3に満たないことを原則とするが、担当教員会等の授業に責任を有する会議にて決定する。
- (3) 上記会議にて決定された最小出席回数に満たない学生氏名と学生番号を、授業担当教員は部局事務（教養科目は学生総合支援センター教務グループ（教養教育課程担当）、専門科目は各学部の学生支援グループ）に連絡し、部局事務において削除する。

8. アンケート結果の集計・公表等

- (1) 科目別、教育組織（教育プログラム、学科、コース等）別、部局別及び全学平均の集計結果を「学生情報の森 もみじ」において公表する。
- (2) 各部局は教育組織別の集計に含める科目を指定された期日までに委員会に報告する。
- (3) 自由記述欄に書かれている意見は、担当教員を除き公表しない。
- (4) アンケートに対する担当教員からの回答や意見を「学生情報の森 もみじ」に記載する。
- (5) 回答者が特定される危険性を排除するために、回答者が3名未満の場合は、アンケートを集計しない。

9. その他

- (1) アンケートは、本学が開講している授業の優れた点、問題点、改善すべき事項等について学生の意見や意識等を把握し、カリキュラムや授業方法等の改善に資することを目的としているため、他の目的には利用しない。
- (2) チューターや指導教員は「学生情報の森 もみじ」により学生の回答状況を把握できるので、回答するように指導する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、アンケート調査実施について必要な事項は、委員会が別に定める。